

＜＜中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づく認定基準＞＞

◎ 認定基準

次のいずれかに該当すること。	
①	経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等事業者に対して50万円以上の売掛金債権（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）又は前渡金返還請求権を有していること。
②	経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%（端数切捨て）以上であること。

◎ 必要書類

① 添付書類（法人＝会社の実印、個人事業主＝代表者個人の実印を押印したもの）	1部
② 認定申請書（法人＝会社の実印、個人事業主＝代表者個人の実印を押印したもの）	1部
③ 指定事業者（再生手続開始申立等事業者）に対する売掛債権又は前渡金返還請求権を確認できる書類。	1部
④ 法人 直近の履歴事項証明書（全部）（コピー可） 個人事業主 直近の所得税確定申告書一式（青色決算書、収支内訳書を含む）	1部

※ 原則として、法人にあつては本店登記地、個人事業主にあつては事業所（店舗）所在地を管轄する市区村長が認定を行います。

※ 1号認定は、当該指定事業者（再生手続開始申立等事業者）の指定期間内での認定となりますのでご注意ください。

※ この認定は、中小企業信用保険法に基づく「特定中小企業者」の確認を行うものです。この認定を用いてどのような支援（融資）を受けるのかについては、取引金融機関とご相談ください。